

消費者機構日本ニュースレター

155号

事務局業務時間短縮のお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、事務局の時差出勤を可能にするため、事務局の業務時間を下記の通り短縮しております。状況が落ち着くまで、この業務時間といたします。

月曜日～金曜日(祝日を除く)10:30～16:30

ご迷惑をおかけして申し訳ございませんが、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

【東京医科大学】被害回復訴訟 判決内容と今後の予定

2020年3月6日、東京医科大学を被告として当機構が提起していた共通義務確認訴訟の判決言渡しが東京地裁で行われ、当機構の主位的請求をほぼ認める画期的な判決となりました。

[判決の概要]

相手方事業者の次の金銭支払い義務が認められました。

1. 対象消費者

平成29年度・30年度の受験生のうち「女性・浪人生(平成30年度は3浪以上)・高等学校等コード51000以上に該当する者で、受験年度の4月30日までに二次試験の合格判定を受けなかった者」

2. 損害賠償の支払い義務が認められた範囲

入学検定料等、及び特定適格団体に支払うべき報酬・費用の相当額

※ 受験に要した旅費及び宿泊費の共通義務確認については却下されました。

判決全文は次のURLにてご覧いただくことができます。

http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_200306_01.html

あわせて、この判決を受けての当機構としてのコメントを発表しました。

[今後の予定]

東京医科大学は本件について控訴しない旨公表しました。

https://www.tokyo-med.ac.jp/news/2020/0323_160000002271.html

当機構も主位的請求がほぼ認められて勝訴したものと判断し、控訴しないことを決定したので、本判決が確定しました。

今後は、当機構から裁判所に対して2段階目の手続きである簡易確定手続の開始申し立てを行います。裁判所から簡易確定手続開始決定が出された後、対象消費者の方々に対し手続きへの参加方法について当機構ウェブサイトで公告します。また、連絡先が把握できた対象消費者の方へは個別に通知します。

公告と通知の開始には2か月程度を要すると見込まれ、早くても5月下旬になると思われます。

株式会社東京スター銀行によるカードローン規定の改定について

消費者機構日本は、2019年12月12日、株式会社東京スター銀行(以下「東京スター銀行」)が無担保カードローンの「スターカードローン規定」(口座あり、口座なし)で使用している「相続の開始があったときは、期限の利益を失ったとして相続人は被相続人の債務の全額を直ちに一括で返済する」旨の条項(以下「本件条項」(※))には、消費者契約法10条違反があるとして削除を求める申し入れを行いました。

(※) 東京スター銀行の本件条項とは「スターカードローン規定」(口座ありタイプ)の第9条1項(4)、「スターカードローン規定」(口座なしタイプ)の第10条1項(4)です。当機構が申し入れを行った当時の記載内容は次のとおりです。

「スターカードローン規定」(口座ありタイプ)の第9条1項

第9条(期限前の全額返済義務)

1.借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は、銀行から通知催告等がなくても、本借入債務全額について期限の利益を失い、直ちに債務全額を弁済します。

(1)～(3) 省略

(4) 相続開始があったとき。

(5)～(7)

「スターカードローン規定」(口座なしタイプ)の第10条1項

第10条(期限前の全額返済義務)

1.借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は、銀行から通知催告等がなくても、本借入債務全額について期限の利益を失い、直ちに債務全額を弁済します。

(1)～(3) 省略

(4) 相続開始があったとき。

(5)(6) 省略

東京スター銀行からは、2020年1月7日付で、以下の対応とするとの回答がありました。

○3月までに規定(口座あり、口座なし)から本件条項を削除する。相続開始により直ちに期限の利益を喪失しない運用とする。

東京スター銀行は、「スターカードローン規定」(口座ありタイプ、口座なしタイプ)から、本件条項を削除することを決定しました。これにより、相続人は相続の開始のみを理由とした期限の利益の喪失はしないこととなり、遅延損害金の発生や保証会社から代位弁済を受けることもなくなりました。

なお、東京スター銀行は、2020年3月1日から本件条項を削除した「スターカードローン規定」(口座ありタイプ、口座なしタイプ)の使用を開始しています。

【公表URL】 http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_200309_01.html

ソニー銀行株式会社によるカードローン規定の改定について

消費者機構日本は、ソニー銀行(株)(以下「ソニー銀行」)に対しても前記の東京スター銀行と同趣旨の申し入れの理由で、ソニー銀行が無担保カードローンの「カードローン契約約款」で使用している「相続の開始があったときは、期限の利益を失ったとして相続人は被相続人の債務の全額を直ちに一括で返済する」旨の条項(以下「本件条項」(※))の削除を求めました。

(※) ソニー銀行の本件条項とは「カードローン契約約款」の第12条1項(6)です。
当機構が申し入れを行った当時の記載内容は次のとおりです。

第12条 期限の利益の喪失

1. お客さまが次の各号の一つにでも該当した場合は、当社からの通知、催告等がなくても、本契約による一切の債務につき当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を返済するものとします。
 - (1)～(5) 省略
 - (6) お客さまに相続の開始があったとき。
 - (7)(8) 省略

ソニー銀行からは、2020年1月9日付で、以下の対応とするとの回答がありました。

○「カードローン契約約款」から第12条1項(6)を削除する。

なお、現状でも相続人に意向を確認のうえ、カードローンの分割返済を希望された場合には、お客様本位の観点より約款の定めにかかわらず、直ちに期限の利益を喪失させることなく、契約条件に従った分割返済を継続する対応を行っている。

ソニー銀行は、「カードローン契約約款」から、本件条項を削除することを決定しました。これにより、相続人は相続の開始のみを理由とした期限の利益の喪失はしないこととなり、遅延損害金の発生や保証会社から代位弁済を受けることもなくなりました。

なお、ソニー銀行は、3月9日から本件条項を削除した「カードローン契約約款」の使用を開始しています。

【公表URL】：http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_200309_02.html

<㈱三井不動産ホテルマネジメント>東京オリンピック・パラリンピック競技大会期間を伴う期間(2020年7月1日～9月30日)の宿泊契約のキャンセル料(全額不返還との取扱い)が是正されました。

消費者機構日本に対して、「㈱三井不動産ホテルマネジメントが運営するホテルが、東京オリンピック・パラリンピック競技大会期間を伴う期間(2020年7月1日～9月30日)(以下「本件期間」)の宿泊契約のキャンセル料を宿泊料金の全額としている」との情報提供がありました。

当機構にて当該事業者が運営するホテルの本件期間の宿泊契約のキャンセル料を、当該事業者の予約サイトや大手旅行サイトにて調べたところ、宿泊契約のキャンセル時期を問わず、宿泊料金の全額をキャンセル料とするとの規定を確認したため、当該キャンセル料規定は消費者契約法9条1号に抵触するおそれがあるとして是正を求めました。

回答

当機構の本申し入れに対して当該事業者からは、面談協議時の説明も含めて以下の回答が届きました。

- 本件協議の早期解決と消費者保護の観点から、本件期間の宿泊契約のキャンセル料を見直す。
- 申し入れ書の趣旨及び申し入れの理由に鑑み、弊社が運営する15ホテルにつき、2020年7月23日から8月9日までの期間を宿泊日に含む宿泊契約に関し、宿泊契約成立後の解除に係るキャンセル料(違約金)を下記のとおりとする。

契約解除の通知を受けた日	キャンセル料(違約金)
宿泊日の45日前以降宿泊日の前日まで	宿泊料の60%
宿泊日当日、ご連絡のない場合又は不泊	宿泊料の100%

- 2泊以上される方については、以下のとおり。

- ・行程の初日が45日前に達した後に全行程に係る宿泊契約を解除する場合のキャンセル料(違約金)は、全行程について宿泊料の60%
- ・行程の初日が45日前に達した後に宿泊契約の一部を解除(減泊)する場合のキャンセル料(違約金)は、解除(減泊)部分についての宿泊料の60%
- ・宿泊した後にそれ以降の宿泊契約を解除する場合のキャンセル料(違約金)は、
 - (1) 当日分については当該宿泊日に係る宿泊料の100%
 - (2) それ以降については当該期間に係る宿泊料の60%

○本件期間につき、是正前のキャンセル料規定にて宿泊契約を締結した消費者からキャンセル申し出があった場合でも、是正後のキャンセル料規定にて対応する。

【表：是正前・後の宿泊契約のキャンセル料】

宿泊予定日	是正前のキャンセル料	是正後のキャンセル料
7月1日～22日	宿泊料金の全額	通常のキャンセルポリシー (※)
7月23日～8月9日		宿泊予定日の45日前～前日の場合は宿泊料金の60%、 宿泊当日、連絡がない又は不泊の場合は、宿泊料金の100%
8月10日～9月30日		通常のキャンセルポリシー (※)

(※) 通常のキャンセルポリシー：キャンセルが①宿泊日前日の場合は宿泊料金の20%、②当日の場合は宿泊料金の80%、③連絡なし又は不泊の場合は100%、のキャンセル料。

**全国の適格消費者団体(21団体)のホームページ公表情報
(2020年2月16日～3月25日分)**

○各適格消費者団体(21団体)のホームページの公表情報です。事業者への申入れ等の活動を中心に紹介します。

適格消費者団体名・特定適格消費者団体	公表情報(2月16日～3月25日)
《消費者支援ネット北海道》 http://www.e-hocnet.info/	■ 2020/2/27: (株)中栄デーアールに対し、申入書を送付しました。
《消費者市民ネットとうほく》 http://www.shiminnet-tohoku.com/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《とちぎ消費者リンク》 http://tochigilink.org/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《消費者支援群馬ひまわりの会》 https://www.npo-himawari.jp/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《埼玉消費者被害をなくす会》 http://saitama-higainakusukai.or.jp/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。

<p>《消費者市民サポートちば》 https://sapochiba.com/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者機構日本》 http://www.coj.gr.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■2020/3/6: 【東京医科大学】被害回復訴訟 判決と当機構のコメント ■2020/3/9: 株式会社東京スター銀行によるカードローン規定の改定について ■2020/3/9: ソニー銀行株式会社によるカードローン規定の改定について ■2020/3/23: <(株)三井不動産ホテルマネジメント>東京オリンピック・パラリンピック競技大会期間を伴う期間(2020年7月1日~9月30日)の宿泊契約のキャンセル料(全額不返還との取扱い)が是正されました。 ■2020/3/23: 【東京医科大学】被害回復訴訟 判決の確定と今後の見通し
<p>《全国消費生活相談員協会》 http://www.zenso.or.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援かながわ》 http://www.ss-kanagawa.org/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援ネットワークいしかわ》 http://csnet-ishikawa.com/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者被害防止ネットワーク東海》 http://cnt.or.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■2020/2/18: 株式会社アニメイト申入終了通知書 ■2020/2/18: 株式会社エイチ・アイ・エス再問合せ書 ■2020/2/26: 大東建託パートナーズ株式会社から報告書が届きました。 ■2020/3/15: 株式会社オー・ド・ヴィー・ウェディングから回答書が届きました。 ■2020/3/16: 株式会社マグナ リゾートから回答書が届きました。 ■2020/3/17: ナゴヤ環境プロジェクト申入書 ■2020/3/17: 株式会社エイチ・アイ・エスから回答書が届きました。
<p>《京都消費者契約ネットワーク》 http://kccn.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構関西》 http://www.kc-s.or.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■2020/2/20: 家賃債務保証会社のフォーシーズ(株)に対する差止訴訟の控訴審の第2回裁判が行われました。 ■2020/2/27: 株式会社イーエムアイが運営するプロバイダMOUインターネットの契約解除料が改善されたことを受け、要請活動を終了しました。 ■2020/3/6: 「葛の花由来イソフラボン」を配合した機能性表示食品の販売事業者の当団体の申入れ活動による返金状況について ■2020/3/9: USJ のチケット利用規約のキャンセル・転売条項の差止めを求めた第2回裁判が行われました。

	<p>■2020/3/9：(株)かんぽ生命保険の不適正な保険契約に関する意見</p>
<p>《ひょうご消費者ネット》 http://hyogo-c-net.com/</p>	<p>■2020/2/25：(株)読売新聞大阪本社より、回答書及び資料を受け取りました。読売新聞大阪本社回答書</p> <p>■2020/3/3：KRG 管理センター(株)に対し、差止請求書を送付しました。KRG 管理センター41条書面</p> <p>■2020/3/6：KRG 管理センター(株)より、回答書が届きました。 20200306 KRG 管理センター(株)回答書</p>
<p>《消費者ネットおかやま》 http://okayama-con.net/</p>	<p>■2020/2/19：(株)インシップに対し、新聞広告の差止めを求め岡山地方裁判所に訴状を提出しました</p>
<p>《消費者ネット広島》 http://www.shohinet-h.or.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《えひめ消費者ネット》 http://ehime-syouhisya-net.org/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構福岡》 http://www.cso-fukuoka.net/</p>	<p>■2020/2/20：(株)P G Sホームへ再度の申入れをおこないました。</p> <p>■2020/2/26：一般社団法人セントマザーに申入れを行いました</p> <p>■2020/2/26：株式会社プリンシプル申入れ活動終了の報告</p> <p>■2020/3/18：一般社団法人セントマザーから回答書を受領しました</p> <p>■2020/3/18：株式会社P G Sホームから回答書を受領しました</p>
<p>《佐賀消費者フォーラム》 http://www.saga-consumersforum.or.jp/main/1.html</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《大分県消費者問題ネットワーク》 http://oita-shohisyanet.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援ネットくまもと》 http://www.net-kuma.com/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>



特定非営利活動法人 消費者機構日本
発行人:藤井喜継 編集責任者:磯辺浩一

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階
TEL:03-5212-3066 FAX:03-5216-6077